	延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四六

［一　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法附則第十五条第二項第一号から第三号まで若しくは第七号、第八項、第十八項、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十七項、第三十九項又は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下「平成二十九年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第十一項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、同条第二項第一号に係るものにあつては三分の一、同項第二号及び第三号、同条第十八項ただし書、第二十八項、第三十項及び第三十二項第二号に係るものにあつては二分の一、同条第二項第七号及び平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第八項、第三十二項第一号及び第三十七項に係るものにあつては三分の二、同条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同条第三十九項に係るものにあつては五分の四をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）のうち同法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九八五を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によって当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九三九を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇二〇を乗じて得た額とする。

第二節　市町村分

	延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四五

［一　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法附則第十五条第二項第一号から第三号まで若しくは第七号、第八項、第十八項、第三十一項、第三十九項又は第四十項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、同条第二項第一号に係るものにあつては三分の一、同項第二号及び第三号並びに同条第十八項ただし書及び第三十一項に係るものにあつては二分の一、同条第二項第七号及び同条第四十項に係るものにあつては四分の三、同条第八項及び第三十九項に係るものにあつては三分の二、同条第十八項本文に係るものにあつては五分の三をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）のうち同法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九三八を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第三条の規定によって当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九七八を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に〇・九六七を乗じて得た額とする。

第二節　市町村分